

【公募型企画競争】独立行政法人 地域医療機能推進機構 東京山手メディカルセンターにおける売店、喫茶店運営者の公募

次のとおり公募型企画競争に付します。

2024年2月27日

経理責任者
独立行政法人地域医療機能推進機構
東京山手メディカルセンター
院長 矢野 哲

1 競争に付する事項

(1) 調達件名及び数量

【公募型企画競争】独立行政法人 地域医療機能推進機構 東京山手メディカルセンターにおける売店、喫茶店運営者の公募

【公募型企画競争】独立行政法人 地域医療機能推進機構 東京山手メディカルセンターにおける売店、喫茶店運営者の公募。

運営事業者は、経理責任者が指定する病院等建物の一部を有償で借り受け、当該病院等と協議の上、運営に必要な設備整備を行い、患者等のための売店や喫茶店を整備し、営業・運営を行う。

(2) 調達案件の仕様等

公募型企画競争説明書及び仕様書、添付書類による

(3) 履行期限（期間）と履行場所

独立行政法人地域医療機能推進機構 東京山手メディカルセンター内 指定場所

2024年5月1日から2029年3月31日（4年11ヵ月）

※但し、2024年5月1日までの間に、現受託業者と連携をとり、設置運営に向けた諸準備を行うこと。（当該引き継ぎに係る費用は新受託者負担とする。）

(4) 選定方法

契約者選定方法は、総合評価の方法をもって行うので総合評価のための有効な「運営提案書」を提出すること。提出された提案書等に基づき当院で選定した評価者が各要素を総合的に評価して契約者を第一交渉権者とする。

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。
- (2) 契約事務細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】 契約事務細則抜粋

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 契約事務細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】 契約事務細則抜粋

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 八 前各号に類する行為を行なった者

2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。

- (3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」においてA、B又はC、Dの等級に格付けされ、関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
- (5) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条の各号に該当しない者であること。（地域医療機能推進機構HP、情報公開、JCHO規程参照）

3 契約条項を示す場所

〒169-0073 東京都新宿区百人町3丁目2番1号
独立行政法人地域医療機能推進機構 東京山手メディカルセンター
事務部 経理課 契約係
電話 03-3364-0251

4 企画競争執行の場所及び日時等

- (1) 公募型企画競争説明書等の交付場所等問い合わせ先
上記3に同じ。関係書類の交付に関しては、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から正午及び午後1時から午後5時までに、**事前に連絡の上、「機密保持に関する誓約書」**（本公告に添付・両面印刷にて押印すること）と引き換えに交付する。
- (2) 公募型企画競争説明書等の交付期間
2024年2月27日（火）から2024年3月29日（金）まで。交付時間は上記（1）の「公募型企画競争説明書等の交付場所等問い合わせ先」と同じ。
- (3) 企画競争参加書類、提案書の提出期限
2024年3月29日（金） 9:00 まで
（郵送する場合には提出期限までに必着のこと）
- (4) 決定の通知
2024年4月10日（水）までに メール又は郵送にて通知する
- (5) 質疑
2024年3月27日（水） 12時00分 までに、電子メールにて提出。
電話・口頭での質問は一切受け付けません。
質疑の回答は、2024年3月28日（木） までに電子メールにて回答します。
質疑用メールアドレス： keiri@yamate.jcho.go.jp

5 その他必要な事項

- (1) 公募型企画競争の保証金及び契約保証金 「免除」
- (2) 公募型企画競争及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」
- (3) 公募型企画競争参加者に要求される事項
この公募型企画競争に参加を希望する者は、上記2の競争参加資格に関する証明書等及び仕様書において定めるものを添付して競争参加資格提出期限内に提出しなければならない。
公募型企画競争者は開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (4) 公募型企画競争の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書（見積書）、公募型企画競争者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書（見積書）は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 「要」
- (6) 契約の相手方の決定方法
交渉権者の決定は、有効な提案書を提出した者であって、選考の参加条件が確認された競争参加者から提出された提案書等に基づいて、当病院が選定した評価者が点数評価したものの合計が最も高い競争参加者を第一交渉権者として決定する。
第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。
- (7) 詳細は公募型企画競争説明書による。
- (8) 入札説明会の実施
2024年3月14日（木）10時30分から 3階 大会議室